

訪問看護ステーションにおける防犯機器購入等費用補助金事業 実施要項

1 趣旨

県内の訪問看護ステーションまたは看護小規模多機能型居宅介護事業所で働く職員が利用者宅に訪問する際の安全対策を講じるための支援を行い、安心して安全に訪問を継続できる環境を整えます。

2 実施内容

利用者宅へ訪問する職員が、安心して安全に訪問を継続できる環境を整えるための防犯機器の購入等必要な経費の補助

- 例：・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーの購入
・警備会社が提供するセキュリティサービスの契約 等

3 事業概要

- ・職員の訪問時における安全対策に必要な機器等の初度整備費用を補助します。

(1) 補助要件

以下の条件を全て満たすこと

- ・「介護保険法」または「健康保険法」に規定する訪問看護または看護小規模多機能型居宅介護を提供する県内の事業所
- ・上記の施設において、利用者宅へ訪問する職員が安全対策を講じるための支援を行い、安心して安全に訪問を継続できる環境を整えることに協力すること
- ・上記にかかる報告・調査に協力すること

※次の条件に該当するものは対象となりません。

- ・営利を目的とすると認められるもの
- ・政治的または宗教的活動・法令等に違反すると認められるもの
- ・その他、事業の目的・内容等が不適當であると県が認めるとき

(2) 採択件数

5事業所（予定）

(3) 補助対象経費および補助金の額

ア 補助対象経費

補助金交付決定日から補助事業が完了する日または当該年度末のいずれか早い日まで
に実施する補助対象事業に要する経費で、次に掲げる経費のうち県が認めるものを対象
とします。

補助対象経費	1 位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー 2 防犯ボタン付き携帯電話 3 警備会社が提供するセキュリティサービス契約時の 初期費用（初期登録費用等） 4 上記に掲げるもののほか、職員の訪問時における安全対策に 必要な機器等の初度整備にかかる費用として認められるもの ※購入機器数は問わない ※防犯機器の導入にかかる初度整備費用以外の、防犯機器の運用に かかるランニングコスト等にかかる経費は補助対象経費外
--------	--

イ 補助率・補助額

補助率	補助対象経費の 1 / 2
上限金額	13,000円／事業所

ウ その他

- ・ 福井県補助金等交付規則等に基づき補助します。
- ・ 交付申請回数は、1 施設・事業所につき 1 回までとします。
- ・ 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県に事前に協議してください。

4 申請期間

令和 8 年 9 月 3 日（木）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

内容審査後、先着順にて交付決定します。

5 補助金の申請について

下記の様式および添付書類を県長寿福祉課へ提出してください。

- ・ 補助金交付申請書【様式第 1 号】
- ・ 事業計画書（別紙 1）
- ・ 収支予算書（別紙 2）
- ・ 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別紙 3）
- ・ 納税証明書（法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書）

6 その他留意事項

- ・ 今年度、国や地方公共団体から、同様の趣旨で補助金等の交付を受ける場合は、本事業の支援対象となりません。

7 本件に関するお問い合わせ

福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ
TEL：0776-20-0330
FAX：0776-20-0713